

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 8 月27日

【会社名】 美津濃株式会社

【英訳名】 MIZUNO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水野 明 人

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜四丁目 1 番23号

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場
所で行っている。)
大阪市住之江区南港北一丁目12番35号

【電話番号】 06-6614-8465

【事務連絡者氏名】 専務取締役 経理財務担当 福本 大 介

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田小川町三丁目22番 4 号

【電話番号】 03-3233-7028

【事務連絡者氏名】 東京本社 経理財務部次長 村上 喜 弘

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 302,696,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はない。

【縦覧に供する場所】 美津濃株式会社 東京本社

(東京都千代田区神田小川町三丁目22番 4 号)

(上記は登記上の事務所ではないが、実際の業務は上記の場
所で行っている。)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	482,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。

(注) 1 平成25年8月27日開催の取締役会決議による。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となる。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	482,000株	302,696,000	
一般募集			
計(総発行株式)	482,000株	302,696,000	

(注) 1 第三者割当の方法による。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額である。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされない。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
628		1,000株	平成25年9月26日(木)		平成25年9月26日(木)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行わない。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額である。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされない。

3 上記株式を割り当てた者から申し込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅する。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払い込むものとする。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
美津濃株式会社 大阪本社 経理財務部	大阪市住之江区南港北一丁目12番35号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 大阪本店営業部	大阪府中央区北浜四丁目6番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はない。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
302,696,000	500,000	302,196,000

(注) 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいう。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額については、その全額を平成25年6月28日に実施した新設子会社における事業譲受けのために当社において株式会社三井住友銀行より実行した借入れの返済に充当する予定である。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
長期借入金の返済	302,196,000	平成25年9月～平成26年3月
合計	302,196,000	

(注) 実際の支出までは、銀行口座にて管理する予定である。

第2 【売出要項】

該当事項はない。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	DUCKHWA SPORTS CO.,LTD.
本店の所在地	81-32 YEONHUE-DONG, SAEDAEMUN-GU, SEOUL, KOREA
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はない
代表者の役職及び氏名	PRESIDENT HA, JOON-CHULL
資本金	300百万ウォン
事業の内容	不動産賃貸業及び不動産管理業
主たる出資者及びその出資比率	KIM, CHANG-BEOM(50.0%) KIM, SOO-BEOM(25.0%) KIM, JI-YEON(25.0%)

(注) 割当予定先の概要は平成25年8月27日現在のものである。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はない。
人事関係	当社の子会社であるMIZUNO KOREA LTD.の代表者であるKIM, CHANG-BEOMは当該会社の前代表者である。
資金関係	該当事項はない。
技術又は取引関係	当社の子会社であるMIZUNO KOREA LTD.と当該会社との間で、店舗用土地建物等に関する賃貸契約を締結している。当該契約に基づく取引以外には特筆すべき技術又は取引関係はない。

c 割当予定先の選定理由

当社は創業以来、「より良いスポーツ品とスポーツの振興を通じて社会に貢献する」を経営理念とし、野球品、ゴルフ品をはじめとした各種スポーツ品の製造、小さなスポーツ大会からオリンピックに至るまで、多様なスポーツイベントへの協賛によりスポーツの振興を図り、以って社会への貢献に努めてきた。

今後も継続して当社企業理念を实践するための企業経営を行っていくためには、安定株主を増やすことは重要な経営課題であると考えている。

DUCKHWA SPORTS CO.,LTD.とは、過去三十年以上にわたる取引関係の中で、当社グループの経営理念並びに将来へのビジョンを共有し、相互に信頼関係を構築してきた。

当社グループの経営理念を深く理解するDUCKHWA SPORTS CO.,LTD.に当社株式を長期的に保有してもらうことは、上述の安定株主の確保という経営課題への対応に資すると考えられることから、当社は平成25年8月27日開催の取締役会において、本自己株式処分を行うことを決議した。

d 割り当てようとする株式の数

482,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるDUCKHWA SPORTS CO., LTD. が本自己株式処分により同社が所有する当社株式の保有方針について、当社との協力関係の構築の趣旨に鑑み、長期的に継続して保有する意向であることを確認している。

なお、当社は割当予定先であるDUCKHWA SPORTS CO., LTD. との間において、本自己株式処分の払込期日から2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けたものの氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することにつき、確約書締結の内諾を得ている。

f 払込みに要する資金等の状況

DUCKHWA SPORTS CO., LTD. の直近の年次決算書類(2012年12月期)及び中間決算書類(2013年6月期)に記載の財政状態及び経営成績を確認した結果、本自己株式処分の払込みについて特段問題がないものと判断している。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、従来からの取引関係等により当社が認識している情報において、社会的信用力は十分であると見ており、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が特定団体等とは一切関係がないものと判断している。

なお、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出している。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はない。

3 【発行条件に関する事項】

a 処分価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額の算定については、恣意性を排除した価額とするため、当社普通株式の市場価格を基礎としている。処分価額は、本自己株式処分に関する取締役会決議の直前取引日(平成25年8月26日)の株式会社東京証券取引所市場一部における当社普通株式の終値628円と同額である628円とした。

当該処分価額628円については、直前1ヶ月間(平成25年7月26日から平成25年8月26日まで)における当社普通株式の終値の平均値620円との乖離率が1.3%(小数点以下第二位を四捨五入)、直前3ヶ月間(平成25年5月27日から平成25年8月26日まで)における当社普通株式の終値の平均値559円との乖離率が12.3%(小数点以下第二位を四捨五入)、直前6ヶ月間(平成25年2月27日から平成25年8月26日まで)における当社普通株式の終値の平均値496円との乖離率が26.6%(小数点以下第二位を四捨五入)、となっている。

本自己株式処分の処分価額の算定は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿ったものであり、監査役4名(うち社外監査役2名)全員が本自己株式処分に係る取締役会に出席し、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明している。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分に係る処分株式の合計は482,000株であり、当社発行済株式数132,891,217株に対して、0.36% (小数点第三位を四捨五入)、平成25年3月31日時点の総議決権数124,600個に対して0.39% (小数点第三位を四捨五入)と小規模であるため、株式の希薄化及び市場への影響は軽微であると考えている。本自己株式処分を実施し、当社グループとの長年にわたる取引関係を通じて当社グループの経営理念や将来へのビジョンを共有してきたDUCKHWA SPORTS CO.,LTD.が当社の安定株主となることは、当社の長期的な企業価値向上に資すると考えている。よって、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断している。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はない。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有 議決権の 割合(%)	割当後の所有 株式数(千株)	割当後の総議 決権数に對 する所有議決 権の割合(%)
公益財団法人ミズノスポーツ 振興財団	東京都千代田区神田小川町三丁目22	21,313	17.10	21,313	17.03
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	9,485	7.61	9,485	7.58
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8-11	7,086	5.68	7,086	5.66
NORTEHRN TRUST CO. AVFC RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	5,473	4.39	5,473	4.37
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6-6	4,274	3.43	4,274	3.41
THE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	780 THIRD AVENUE, 42ND FLOOR, NEW YORK, NEW YORK 10017, USA (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	4,120	3.30	4,120	3.29
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1-2	3,321	2.66	3,321	2.65
美津濃従業員持株会	大阪市住之江区南港北一丁目12-35	2,741	2.20	2,741	2.19
美津濃共栄会持株会	大阪市住之江区南港北一丁目12-35	2,179	1.74	2,179	1.74
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11-3	2,081	1.67	2,081	1.66
計		62,075	49.81	62,075	49.62

(注) 1 平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として記載している。

2 上記のほか自己株式6,892千株(平成25年3月31日現在)があり、当該割当後は6,410千株となる。
ただし、平成25年3月31日以降の単元未満株式の買取りによる変動数は含めていない。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はない。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はない。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はない。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はない。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はない。

第2 【統合財務情報】

該当事項はない。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はない。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第100期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)平成25年6月21日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第101期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)平成25年8月9日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年8月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づき臨時報告書を平成25年6月24日関東財務局長に提出。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第100期事業年度)及び四半期報告書(第101期 第1四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成25年8月27日)までの間において生じた変更その他の事由はない。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成25年8月27日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

美津濃株式会社 本店

(大阪市中央区北浜四丁目1番23号)

美津濃株式会社 大阪本社

(大阪市住之江区南港北一丁目12番35号)

美津濃株式会社 東京本社

(東京都千代田区神田小川町三丁目22番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はない。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はない。